

岩手県告示第467号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成29年6月6日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成29年5月17日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 遠野水道工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市松崎町白岩第10地割41番地6
 - ウ 代表者の氏名 住吉谷弘満
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-28）第701号
 - (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年5月12日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成29年5月24日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社下組工業
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市下組町8番11号
 - ウ 代表者の氏名 佐々木國雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第5756号
 - (3) 処分の内容 タイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年5月23日付けでタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成29年5月11日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社総建
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区南都田字大持195番地1
 - ウ 代表者の氏名 菅原文男
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-29）第8081号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年5月10日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成29年5月18日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 勝又塗装
 - イ 主たる営業所の所在地 八幡平市五日市42番地2
 - ウ 代表者の氏名 勝又吉雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-24）第8163号
 - (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成29年4月24日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成29年5月23日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 サンケン興業

イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町長坂字柴宿7番地104

ウ 代表者の氏名 福土正

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-26)第70097号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年5月15日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成29年5月22日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ヤマダ工業

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第10地割581番地2

ウ 代表者の氏名 山田修一

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-25)第110100号

(3) 処分の内容 鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成29年5月22日付けで鋼構造物工事業を廃止する旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。